

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和7年2月14日（金） 号外第10号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則 (1) (子ども発達支援課) 3
-------	---

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

- (1) 県立総合療育センターにおける施設の利用について、新たなワクチンの接種の提供を行うことに伴い、使用料の額を定める。
- (2) 受益と負担の公平の確保を図るため、県立総合療育センター、県立鳥取療育園及び県立中部療育園における使用料の額を見直す。

2 規則の概要

- (1) 県立総合療育センターの施設の利用に係る使用料の額を次のとおりとする。

ア 使用料の新設

項目		1回当たりの使用料の額
予防接種	結核	6,460円
	ヒトパピローマウイルス	16,360円
	B型肝炎	5,590円
	ロタウイルス	8,410円
	五種混合	19,220円

イ 使用料の引き上げ

項目		1回当たりの使用料の額	
		改正後	現行
予防接種	インフルエンザ	4,530円	4,120円
	麻疹・風疹混合	9,080円	8,260円
虫歯予防フッ素塗布		1,400円	1,280円

- (2) 県立鳥取療育園及び県立中部療育園の施設の利用に係る使用料の額を次のとおり引き上げる。

項目		1回当たりの使用料の額	
		改正後	現行
予防接種	インフルエンザ	4,530円	4,120円

- (3) 施行期日は、令和7年4月1日とする。

規 則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第1号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
	項目	1回当たりの 使用料の額		項目	1回当たりの 使用料の額
1 種	(1) インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいう。）	<u>4,530円</u>	1 種	(1) インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいう。）	<u>4,120円</u>
	略			略	
	(9) 麻疹・風疹混合	<u>9,080円</u>		(9) 麻疹・風疹混合	<u>8,260円</u>
	略			略	
	(15) 四種混合	10,040円		(15) 四種混合	10,040円
	(16) 結核	6,460円			
	(17) ヒトパピローマウイルス	16,360円			
	(18) B型肝炎	5,590円			
	(19) ロタウイルス	8,410円			
	(20) 五種混合	19,220円			
2	虫歯予防フッ素塗布	<u>1,400円</u>	2	虫歯予防フッ素塗布	<u>1,280円</u>

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。